

大切な自分 大切なあなた

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てよう

人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」より

千葉県学校人権教育の推進目標・重点事項

推進目標1

推進体制を
確立しよう

重点事項

実施体制の確立、
計画の作成・見直し

推進目標2

正しい知識と
認識を深めよう

重点事項

研修の充実
(参加型・体験型の手法等)

推進目標3

指導内容と指導方法
を工夫しよう

重点事項

指導方法の工夫、
体験活動の充実

推進目標4

家庭・地域等との
連携を図ろう

重点事項

積極的な啓発活動、
関係機関との連携

推進目標5

点検・評価による
見直し、改善しよう

重点事項

学校評価の活用

人権教育を取り巻く諸情勢について

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」が策定されてから10年以上が経過しました。そこで、「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」は、人権教育を巡る社会情勢の変化を折り込んだ補足資料「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」を、令和3年3月に発表しました。その要点をまとめます。



人権教育を巡る 社会情勢の変化



学習指導要領

●社会に開かれた教育課程

人権教育に、家庭や地域社会と連携した活動を取り入れましょう。

●カリキュラム・マネジメント

あらゆる教育活動の場面が人権教育の場面となるという意識で望みましょう。

●主体的・対話的で深い学び

人権教育の活動に、協力的・参加的・体験的な学習を取り入れましょう。またICT機器の活用も有効です。



生徒指導

●人権教育の理念に立って

暴力は人権尊重の精神に反します。

豊かな言語環境を整えましょう。

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神につながります。

生徒指導を通して、児童生徒の人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという意識と社会の形成者としての資質を育成しましょう。

児童生徒の状況は変化するため、生徒指導規程（いわゆる校則）の内容は積極的に見直しを検討しましょう。

また、見直しにあたっては、児童生徒と話し合う機会を設けるなどしましょう。

国連による取組

●人権教育のための世界計画

第4フェーズ（令和2年から令和6年）のテーマは「青少年のための人権教育」とされています。

●SDGs-持続可能な開発目標

掲げられた17の目標のうち、教育に関する内容は「4 質の高い教育をみんなに」に記載されています。



2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

今日的な課題

個別の人権課題のうち、特に近年、大きな関心を集めているものについて取り上げます。それぞれQRコードから、該当する人権課題に関する資料等を取得できますので、是非、校内研修や児童生徒の指導等に御活用ください。

ヤングケアラー

国の調査では、中学2年生の約17人に1人(5.7%)、全日制高校2年生の約24人に1人(4.1%)が、「世話をしている家族がいる」と回答しています。

学校の教職員は、児童生徒と接する時間が長く、日々の変化に気付きやすいことから、ヤングケアラーと思われる子どもを早期に発見し、福祉等の適切な支援につないでいくことが期待されています。

県教育委員会では、ヤングケアラーへの対応に向けて「ヤングケアラーの発見・把握に向けたチェックリスト」と「学校におけるヤングケアラーの発見・把握から、支援に向けた対応例」を作成し、ホームページに掲載しました。ヤングケアラーへの対応の際に、御活用ください。

ヤングケアラーとは

法令上定義はないが、一般に

「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」
(文部科学省)

ヤングケアラーの

発見・把握に向けたチェックリスト

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennyouiku/youngcarer.html>
(千葉県教育委員会)



チェック項目	児童生徒の様子
	学校を休みがちである
	遅刻や早退が多い
	保護費や通学費の滞りが多い
	精神的な不安定さがある
	身だしなみが整っていない
	学力が低下している
	宿題や持ち物の忘れ物が多い
	保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出しないが多い
	学校に必要なものを用意してもらえない
	部活を途中でやめてしまった
	修学旅行や部活行事等を欠席する
	校納金が滞れる、未払い

千葉県子どもの権利ノート

千葉県では、すべての子どもたちが持っている大切な権利について知ってもらうために「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」をもとに「千葉県子どもの権利ノート」を作成しています。

学校現場でも、子どもたちが「自分たちの権利」について学ぶ機会に御活用ください。

「子どもの権利条約」の主な権利

- 生きる権利
- 育つ権利
- 守られる権利
- 参加する権利



千葉県子どもの権利ノート

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/jidou/documents/chibakenkodomo-yomikiasa.pdf>
(千葉県健康福祉部児童家庭課)



生命(いのち)の安全教育

国では、子どもたちが性暴力の加害者や被害者、または傍観者とならないよう「生命(いのち)の安全教育」を推進するとともに「教材」や、「指導の手引き」を作成しています。児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえながら御活用ください。

「生命(いのち)の安全教育」教材等のサイト

- 発達段階に応じた教材
- すぐ使えるパワーポイントと指導手引き 等



https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
(文部科学省)



児童虐待

学校・教職員には、児童虐待の早期発見・早期対応に努めることや、児童相談所等の関係機関への通告・情報提供を速やかに行うことが、求められています。

県教育委員会では、児童虐待に対する教職員の対応力向上と意識啓発を図るため、「教職員のための児童虐待対応の手引き(冊子版)」と「リーフレット」を作成し、啓発に努めています。各学校や教育委員会の児童虐待の対応時や教職員研修等で御活用ください。

教職員のための児童虐待対応の手引き・リーフレット



<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennyouiku/gyakutaitebiki.html>
(千葉県教育委員会)



「性的マイノリティ」(LGBT等)とされる児童生徒への対応

文部科学省では、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年4月1日)で学校における支援体制等について示しています。

当該児童生徒が求める支援は様々です。児童生徒が安心して相談できる環境づくりを学校全体で整えていくことが大切です。

学校として先入観をもちず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要です。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)

- 【例】学校生活の各場面での支援
- 服装・髪型・更衣室・トイレ・呼称の工夫・水泳・運動部の活動・修学旅行 等

https://www.mext.go.jp/b_menuhoubou/28/04/1369211.html (文部科学省)



北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる喫緊の国民的課題であるとともに、国際社会を挙げて取り組むべき重大な人権課題です。

学校現場でも人権課題の一つとして児童生徒の理解を深めていくことが重要です。

アニメ「めぐみ」の視聴、ポスターの掲示、中高生を対象とした作文コンクール等の実施を通じて、拉致問題への理解と啓発に努めていく必要があります。

拉致問題対策本部サイト

- アニメ「めぐみ」ダウンロード(25分 短縮版15分)
- アニメ「めぐみ」を活用した授業実践事例
- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール情報 等



<https://www.rachigo.jp> (政府拉致問題対策本部)



千葉県の人権課題（概要）

1 女性

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシャル・ハラスメントや妊娠・出産等と理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント）などの人権問題が発生しています。

2 子ども

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、ヤングケアラー、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。



3 高齢者

就職差別、介護施設・家庭等における身体的・心理的虐待、家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。



4 障害のある人

就職差別、職場における差別待遇、車椅子での乗車拒否、アパート・マンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。「共生社会」の実現に向け、「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）では「合理的な配慮」について規定されました。



5 被差別部落出身者

インターネット上の差別書き込み、結婚における差別、差別発言、差別落書きなどの人権問題が発生しています。「部落差別解消推進法」（平成28年12月施行）では、「教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」することとされました。

6 外国人

不当な就職上の取扱い、アパート・マンションへの入居拒否、ヘイトスピーチ（人種、出身国、民族、宗教、性別、容姿、障害など自分から主体的に変える事が困難な事項に基づく偏見）などの人権問題が発生しています。



7 HIV患者・ハンセン病元患者等

HIV感染者、エイズ患者及びその家族が周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシーの侵害等を受ける問題が起きています。

またハンセン病は、過去の誤った認識や一律に隔離する政策によって、患者・元患者やその家族に対する偏見や差別意識を生み、多大な精神的・身体的苦痛を強いられるなどの人権問題が発生しています。

8 犯罪被害者とその家族

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷によって、名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。

9 インターネットを通じた人権侵害

インターネット上での誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害、偏見・差別の助長、情報流布、ネットいじめ、リベンジポルノなどの人権問題が発生しています。

10 災害時の配慮

避難所でのプライバシー保護、災害時要配慮者（高齢者・障害のある人・子ども・外国人等）や女性への配慮、避難生活の長期化に伴うトラブル、避難者に対するいじめなどの人権問題が発生しています。



11 様々な人権課題

(1) 性的指向・性同一性障害

「同性愛」や「両性愛」といった「性的指向」に関する偏見から、場合によっては職場を追われたりするなどの人権問題が発生しています。また、「性自認」に関する偏見から、「からだの性」と「こころの性」が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題が発生しています。



(2) 刑を終えて出所した人

出所した人に対する恐怖感・不信感といった偏見、住居・就職・結婚等での差別などの人権問題が発生しています。

(3) ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ずホームレスとなり、健康で文化的な最低限度の生活を送れず、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権問題が発生しています。

(4) 生活困窮者

生活困窮に至るリスクの高い人々や生活保護受給者が増加しています。経済状況の変化、収入源が限られる高齢者の増加、ワーキングプア、ニート、ひきこもりの問題も顕在化しています。さらに失業、病気、家族の介護等をきっかけに生活困窮に陥る人もいます。

(5) 中国残留邦人等

戦後の混乱期に中国や樺太に取り残された方々は、帰国後も懸命な努力をされましたが老後の準備が十分にできず、また言葉が不自由なため、地域にとけ込めないこともあります。

(6) 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大問題です。

(7) その他

この他にも、アイヌの人々への偏見や差別意識、被拘禁者への処遇に関する人権侵害、患者と医療機関との医療行為をめぐる問題等様々な人権課題があります。これらの課題においても、すべての人の人権を尊重し保障していくという視点に立ち、教育・啓発活動を推進していく必要があります。



チーバくん

千葉県では、人権課題17項目を掲げ啓発活動に取り組んでいます。詳しくは右記にて御確認ください。

○千葉県人権施策基本指針（改定）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/jinken.html>



人権尊重の精神に立つ学校づくり

学校生活のあらゆる場面が、人権教育の機会となります。様々な場面毎の視点や人権教育を実施する上での具体例を示します。地域及び学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた取組の参考にしてください。「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」より

授業づくり

●自己存在感を持たせる

「授業に参加している」
「自分が必要とされている」という実感 等

●共感的人間関係を育成する

「自分が受け入れられている」
「共に学び合う仲間だ」という雰囲気づくり



●自己選択・決定の場を設定する

児童生徒による学習の課題・計画・内容・教材・方法・表現・形態・振り返り方の選択 等

●課題意識を高める場

【例】学習内容に沿ったクイズやコラムの掲示や、時事的・社会的な情報を掲示する「切り抜きコーナー」の設置



校内環境づくり

人権が尊重された学校づくり

教室環境づくり

●人権集会や人権学習発表会

【例】全校または学年単位で行い、児童生徒が学校内外の人々に学習成果を発表する機会を提供

●「人権コーナー」の設置

【例】児童生徒の作品に、教員・友人・本人のコメントをつける等の工夫

●人権啓発作文・標語・ポスターの掲示

【例】人権週間等に合わせて実施



●安心して生活・学習ができる場

【例】学級目標や学習成果物の掲示

●発見の喜びを味わえる場

【例】児童生徒の感情や疑問などを級友に知らせるコーナーの設置

●創造する喜びを味わえる場

【例】共同作業用の台や、詩・絵などを自由に発表できるコーナーを設置

人権という視点で考えてみよう！

「あなたはどう思いますか？」より抜粋 (2022版)

確認項目	月 日実施	月 日実施	月 日実施
1 重いものを持つのは男子に、細かい作業は女子にお願いしている。			
2 子どもに要求しながら、「先生は別」と子どもに言うことがある。			
3 子ども同士が協力するように、その子の「お世話係」を決めている。			
4 忙しい時は、教職員は清掃をしなくても良いと思う。			
5 「こんな問題もできないなら、特別支援学級にってもらおうよ」と言うことがある。			
6 部活動の月毎の活動予定を知らせないで活動することがある。			
7 子どもが教職員の手伝いをするのは、当たり前だと思う。			

見方や立場を変えることで課題が見えてくることもあります。人権尊重という視点で自らの教育活動を振り返るための点検表として、継続的に活用しましょう。

